

iTutor サブスク版利用規約

iTutor サブスク版利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 BluePort（以下「BluePort」といいます）が提供するマニュアル作成ツール iTutor（以下「iTutor」といいます）のサブスク版ライセンスを利用するお客様に対し適用されます。本規約は iTutor エンドユーザー使用許諾規約（以下「EULA」といいます）を補完するものであり、矛盾又は不一致がある場合、本規約が優先します。iTutor サブスク版を使用するには EULA 及び本規約への同意が必要です。なお、お客様が iTutor の利用登録を当社に対して申請した時点で、お客様は本規約に同意したものとみなされます。

第1条 定義

1. 本規約において特に定義のない用語については、EULA（別紙を含む）の定義に従うものとします。
2. 「本ソフトウェア」とは、iTutor と付属するマニュアルや説明書などを含む製品パッケージ全体を指します。

第2条 契約の更新

1. サブスク版ライセンスの契約期間は EULA 別紙 1 ライセンス認証に関する詳細 4 項 2 号、ならびに 3 号に定めるとおりです。
2. お客様は、BluePort に所定の書面で通知することにより、サブスク版ライセンスの契約を解除することができます。この通知は、契約終了月の 15 日までに行わなければなりません。ただし、お客様と BluePort との間で書面等による合意がある場合には、この通知期限を変更することができるものとします。契約終了月の 15 日までに解除の通知がない場合は、自動的に更新されるものとします。
3. サブスク版ライセンスの契約が解除された場合、BluePort は既に受領した使用料金をお客様に返金する義務を負わないものとします。
4. 初回契約期間中に解約された場合、初回契約期間残期分の利用料金を申し受けます。

第3条 ライセンスの追加

1. サブスク版ライセンスを追加する場合、お客様は、BluePort に所定の書面で通知する必要があります。
2. ライセンスを追加した翌月より、追加したライセンスの料金が発生します。
3. 初回契約期間中は、ライセンスの削除はできません。

第4条 データの取扱

1. サブスク版ライセンスを解約すると、本ソフトウェアの利用ができなくなります。

2. 本ソフトウェアを使用し作成された成果物については、その著作権その他一切の権利はお客様に帰属するものとし、閲覧、その他利用（商用利用含む）は可能です。

第5条 使用料金

1. お客様は、BluePort が別途定める本ソフトウェアライセンス料およびそれに伴う消費税等を、BluePort 指定の銀行口座へ請求書に記載された期日までに振込みにて支払うものとします。振込に関わる手数料その他の費用はお客様負担となります。なお、代理店を通じた販売の場合は、支払方法について別途協議の上決定することができます。
2. BluePort は、経済情勢の著しい変動その他の事由により本ソフトウェアの使用料金についての料金の改定が必要と判断した場合には、料金体系を変更する権利を有します。料金改定を行う場合、改定日の少なくとも 3 か月前までに事前に電子メールまたは BluePort のウェブサイト上での告知その他の方法によりお客様に通知するものとし、改訂日までに反対の意思表示がされなかった場合、改定に同意したものとみなします。
3. サブスク版ライセンスの使用料金は、第 2 条に定める契約期間に基づき発生します。
4. 第 2 条 3 項に定める通り、契約が解除された場合でも、既に受領した使用料金の返金は行いません。

第6条 保証

1. 次の各号に定める場合において本ソフトウェアの利用が中断してしまい、お客様に生じたいかなる損害についても、BluePort は責任を負いません。かかる中断にあたっては、事前に相当期間をもって予告するよう務めますが、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。
 - (1) システム障害等の技術的問題により継続が困難となった場合
 - (2) 法令の改正、行政指導等により継続が困難となった場合
 - (3) 地震、火災、洪水等の自然災害または戦争、内乱、テロ等の不可抗力により継続が困難となった場合
 - (4) その他、BluePort が商業的に合理的な努力を払っても予見または回避できない事由が発生した場合
2. BluePort の責に帰すべき事由によりインターネット接続を通じたライセンス認証が中断された場合は、BluePort が中断を把握した日時から起算して連続して 24 時間を超える中断が生じた場合についてのみ、以下で算定する金額を、中断が生じた月の翌月以降の月額費用より減額する方法によって損害を補償します。
中断が生じた月における月額費用 × {(当月における中断時間 (※) - 24 時間) ÷ (24 時間 × 当月の日数)}

(※) 中断時間は、分単位は全て切り捨てて 1 時間単位で算定します。

第7条 本規約の変更

1. BluePort は、民法第 548 条の 4 (定型約款の変更) の規定に基づき、お客様の一般の利益に適合する場合、または契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的と認められる場合には、本規約を変更することができるものとします。
2. 本規約を変更する場合、BluePort は以下の方法で対応します。
 - (1) 変更内容および変更の効力発生日を、効力発生日の少なくとも 30 日前までに BluePort のウェブサイト上に掲載します。重要な変更については、登録されたメールアドレス宛てに通知を行うことがあります。
 - (2) お客様が変更の通知後も本サービスを継続して使用される場合、または効力発生日までに契約解除の手続きを行わない場合、変更後の規約に承諾したものとみなします。
 - (3) 変更内容に承諾されない場合は、効力発生日前までに本規約に基づく契約を解約することができます。

付則

2025 年 10 月 13 日 制定